

# 入園のしおり

白川村・白川村教育委員会  
白川村立白川保育園

## ★ 保護者の皆様へ ★

この資料は、これから保育園で集団生活を送られるお子様のより良い保育と健康をめざして、保育園と保護者の皆様の連携を図るために作成したものです。よく読んでおいてください。

保育園では、養護とともに心身の発達段階に応じ、基本的な生活習慣をベースに保育・指導計画を作り、それに添って保育を行います。また、長期間、長時間にわたる保育生活の中で、子どもは心身ともに疲れやすくなっていますので、保育内容もいろいろ工夫しています。

しかし、基本的には子どもの情緒の安定は、あたたかい家庭の中で育まれます。休日や降園後の時間の中からできるだけ、子どもとの対話やふれあいを大切にしてください。

## 保育目標

### 『心豊かでたくましく ひとりだちする子』

#### 1. ひとりだち

#### 2. 自尊感情の醸成

自分には価値があり尊敬されるべき人間であると思える感情

#### 3. 郷土の担い手として

故郷白川郷を誇りに思うとともに慈しみ

将来に渡って故郷のために家族を守ろうとする気持ち

## 1. 保育所の目的と機能

保育所は、児童福祉法により「日々保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児又は幼児を保育することを目的とする施設」として位置づけられている（第39条）とともに、同法第24条第1項で「保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児、幼児の保育を必要とするところがあると認められるときは、それらの児童を保育所に入所させて保育する。」ことが義務づけられています。したがって、保育所はその児童の保護者が就労、疾病、病人等の看護を日中常態としているため、その児童の保育にあたれず、かつ同居者も保育にあたる事が出来ない場合、保護者に代わって日々保育する児童福祉施設です。

### 保育所に入所できる基準

保育所へは、児童の保護者のいずれもが次のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- 二 昼間居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。（産前6週間、産後8週間の期間）
- 四 疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障害を有していること。
- 五 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- 六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。
- 七 村長が認める前各号に類する状態にあること。

（白川村保育所条例より）

※保育料無償化となったため、3歳以上クラスでは「特別利用保育」が可能となりました。

「特別利用保育とは：専業主婦など家庭内での保育が可能な園児は、保育園に入所できないため幼稚園に通わなければなりません。しかしながら地域に幼稚園が無い理由でやむを得ず保育園を利用する場合があります。」

## 2. 白川村における保育の現状

白川保育園は、昭和36年度に村の児童福祉施設として設置された施設です。現定員は白川保育園の90名で、1歳児（未満児）から就学前まで受入れを行っています。

本村では、子どもを安心して産み育てることができるよう通常の保育のほか、一時保育、時間外保育など子育て支援施策に重点を置いた取り組みを行っています。

保育については、国の保育指針に基づき、村民憲章の具現化と人権尊重の精神を基調として、郷土を愛し、郷土を誇れる人間性豊かな子どもの育成を目指しています。

保育目標は、健康保育を主として『健康で意欲的な子ども』を育て、人権を守る人間として成長することを基本に『つよいからだゆたかな心をもった子ども』を目指しています。養護のゆきとどいた環境の中で園外保育を多くし、恵まれた自然と文化を大切にすることを育てます。更に健康、安全など日常生活に必要な基本的習慣や態度を養うことを基礎としています。

### 施 設 の 現 状

保育所名	所在地	大野郡白川村大字荻町1673番地
白川保育園	電話番号	☎05769-6-1100 FAX 05769-6-3015
	定員	90名
	認可年月日	昭和36年 4月 1日
	施設概要	平成 6年 4月竣工 令和 4年 10月改築 保育室・遊戯ホール（壁取り外しによりワンホール形式可）・未満児室・ランチルーム完備 全館床暖房・園庭（固定遊具・砂場・プール）

### 3. 入園までのながれ

#### (1) 4月入所の場合

- 申込受付      その都度、申し込み受付期間をお知らせいたします。
- 審 査      村では、提出を受けた書類を審査し、保育の必要性を判断し入園者を決定します。
- 決定通知      1月下旬に各家庭へ入園の承諾または不承諾の通知をします。
- 入園説明会      入園に関する説明会を開催します。※開催日は、決定通知書に記載
- 一日入園      3月上旬に各保育園で行います。  
健康診断がありますので参加ください。
- 保育料算定      村が保有する村県民税の課税データから算定いたします。  
村にデータのない場合は、村県民税証明書及び源泉徴収票などの提出をお願いすることもあります。  
入園説明会時に保育料決定通知書をお渡しします。  
3歳以上クラスについては国の政策により無償です。
- 入 園      3月中旬に保育園から入園式の案内をお渡しします。

#### (2) 年度途中の入園の場合

- 申込書配布      随時、保育園でお渡しします。
- 申込期限      入園希望日の前月10日まで。  
入園希望日の3ヶ月前から受付します。
- 提 出 先      保育園にて受け付けます。
- 審 査      村では提出を受けた書類を審査し、保育を必要とする程度の高い方を優先して入園を決定します。
- 決定通知      村から「入所承諾書」を発送します。
- 保育園訪問      保育園に電話連絡した後、保育園を訪問し、保育園での生活や必要物品などについての説明を受けてください。就労を理由とする途中入園の場合、就業予定日の前に「ならし保育」を実施することがあります。
- 入 園      原則として、各月の初日からの入園となります。

## 4. 保育サービス

### (1) 通常保育

- ① 保育時間は、基本8時間です。
  - ・ 午前8時から午後4時
- ② 降園時のお迎えは、定められた時間をお守りください。ただし、事故や急用等で遅くなる場合は、必ず保育園に連絡をお願いします。
- ③ 園児の送迎は、原則として保護者(ご家族)の方が行ってください。低年齢児童の送り迎えや、1人登園は避けるとともに、やむを得ず他の人がそれにあたる場合は、必ず事前にお知らせください。(特に冬期間は、玄関に入るの見届けてください。)

ただし、南部地域の園児は幼児バスでの送迎を実施いたします。乗降場所及び時間につきましては、説明会にてお知らせします。

- ④ 入園後、新しい環境や集団生活に少しずつ慣れて頂くため、保育時間は次のとおりとしますので、ご協力下さい。

第1週目 12時食事 午後1時お帰り

第2週目 12時食事 午後2時お帰り

第3週目 12時食事 午後3時お帰り

※以降は、通常のお帰りとなります。

### (2) 土曜保育

- ① 保護者の就労により保育が困難である場合には、希望により利用することが出来ます。
- ② 3歳以上児、未満児とも白川保育園で行います。
- ③ 保育時間は、午前8時から午後4時までです。
- ④ 園児の送迎は、原則として保護者(ご家族)の方が行ってください。
- ⑤ 保育希望の場合は、希望日の3日前(水曜日)までに報告をお願いします。
- ⑥ 給食が無い場合弁当・お茶水筒を持参ください。
- ⑦ 保育園運動会・学園体育大会予定日・クリスマス会の日及びお泊り保育の次の日は実施しません。

### (3) 特別保育

#### ① 時間外保育

保育園の開園時間は、午前8時から午後4時までですが、保護者の就労状況等により、時間外(延長)保育にも対応しています。

#### ◆ 特別保育の実施時間

- ・ 延長保育：午後4時から午後5時30分

#### ◆ 利用申請

時間外保育を希望される方は、時間外保育申請書を提出してください。必要と認められた場合のみ利用することができます。保育園にご相談ください。

#### ◆ 利用にあたって

- ア) 利用予定表を前月末日までに記入して提出をお願いします。
- イ) 保育園の行事等で時間外保育ができない場合もありますのでご承知おきください。(事前に連絡します)
- ウ) 承認された日、時間の厳守をお願いします。
- エ) やむを得ない事情で、当日のお迎え時間が変わる場合は、必ず保育園に連絡をお願いします。
- オ) 時間外保育希望日であっても、勤務が休みとなったり、通常の降園時間までに終わるような場合は、4時にお迎えをお願いします。
- カ) 職員会議の日は、実施できません。

#### ② 一時保育

保護者が次の事由により、一時的に保育が必要なお子さんをお預かりする一時保育を行っています。

- ア) 保護者の勤務形態等により、家庭における保育が困難であり、一時的に保育が必要となる場合
- イ) 保護者の傷病、入院、事故、看護、介護、出産及び冠婚葬祭等により、緊急又は一時的に保育を必要とする場合
- ウ) 保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担の解消等により一時的に保育が必要となる場合
- エ) その他村長が特に必要と認める児童

◆ 対象児童

原則として村内に居住し、満1歳以上の児童  
(障がいをもつ児童は除く)

◆ 保育の実施時間等

保育所の開所期間中であって、午前8時から午後4時まで

◆ 利用制限

- ・ 定員に余裕がないとき
- ・ 利用しようとする児童に感染症疾患があるとき
- ・ その他利用を不相当と認めるとき

◆ 利用申請

利用しようとする日の1週間前までに保育園に申請書を提出してください。ただし、緊急性が極めて高い理由により、提出できない場合は口頭で申請することができます。この場合においては、速やかに提出ください。申請書を提出いただくときには、事前に連絡をお願いします。

◆ 決定通知

必要書類をもとに面接させていただき、また園の受入れ体制を調査し、「許可」または「不許可」の通知をいたします。

◆ 利用料金

保育時間	利用料		給食代	おやつ代
	3歳未満児	3歳以上児		
4時間以上	2,000円	1,600円	200円	100円
4時間未満	1,000円	800円		

- 備考
- 1 年齢については4月2日現在の満年齢によるものとする。
  - 2 教材費は実費を徴収する。
  - 3 給食がない日は、昼食は持参するものとする。
  - 4 給食代は、食べた場合に徴収する。
  - 5 おやつ代は、預かり時間に関わらず、徴収する。

## 5. 保育園の休日、休園

### (1) 保育園の休日、休園は次のとおりです。

- ◆ 日曜日
- ◆ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- ◆ 年末年始

### (2) 警報発令及び安全の対応について

地震・風水害等による災害などの緊急事態が発生し、朝6時の時点で岐阜地方気象台の情報を主に、園児の送迎が危険又は困難と認められる時は、登降園の対応について連絡いたします。(村防災行政無線、マ・メール)  
☆ マ・メールの登録をお願いします。

#### ① 休園となる場合

- 1) 白川村に特別警報が発表されている場合
- 2) 台風の接近や大雪等、今後の状況が悪化することが明確な場合や、交通網・電力の遮断等、教育委員会や園長が、休園がふさわしいと判断した場合

- ◆ 午前 6時00分現在  
判断基準に該当し、登園が危険又は困難と認められる場合、臨時休園となります。

#### ② 自宅待機となる場合

- 1) 暴風警報及び暴風雪警報が発令された場合
- 2) 大雨警報と洪水警報の両方が発令された場合
- 3) 登園前に保育施設や通園露頭の安全確認が必要な場合
- 4) その他、通常の時間に保育ができない可能性があると判断された場合

- ◆ 午前 6時00分現在  
判断基準に該当し、登園が危険又は困難と認められる場合、自宅待機となります。

- ◆ 午前11時現在  
引き続き発令されている場合は、臨時休園になります。

- ◆ 午前11時までに登園が危険又は困難でないと認められた場合  
昼食を済まして、登園してください。

#### ③ 在園中に警報が発令(若しくは発令見込み)された場合

気象及び道路状況等を判断し、児童の安全を最優先に考え、早退が必要と認められる場合は、村防災行政無線、マ・メールで降園時間をお知らせします。



## 6. 欠席、早退

- (1) 欠席の場合、長期・短期に関わらず、その理由とともに必ず保育園に連絡してください。
- (2) 感染症の発症や、集団での生活に支障を来すようなことが発生した場合は、休ませて十分な療養をお願いします。
- (3) 早退の場合は、必ず保護者(ご家庭)が事前に保育園に連絡されるとともに責任を持ってお迎えをお願いします。

## 7. 保育料及び納付

- (1) 保育料は、保育の実施児童の年齢並びに保護者の家庭における前年分の所得税額により決定されます。その額は、白川村保育所条例施行規則の別表第1に定めるところによります。
- (2) 保育料の支払いは、毎月口座振替により行いますので、他の税金等とともにその月の振替指定日(25日)までに、指定した口座の残高を確認しておいてください。
- (3) 新規入園の場合は、口座振替依頼書の提出が必要となります。  
(保育園、指定金融機関窓口で配布しています。)

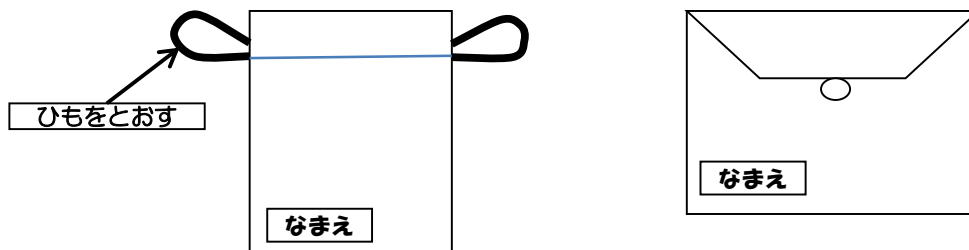
## 8. 保育園の給食

保育園の給食は、栄養のバランスのとれた食事をみんなでそろって楽しく食べることにより、心身の健全な発達を補償し、社会生活をするうえでのルール、マナー、エチケットや感謝の気持ち、物を大切に作る心を幼児期にしっかりと身につけることを目的としております。

- (1) 給食は、学校給食センターで調理し、保育園に搬送されます。  
保育園、白川郷学園とも同様の献立ですが、量は年齢に応じて盛付けを行ない、未満児には、食べやすいように保育園で手を加えて配膳しています。また、食物アレルギーと診断された児童については、事前に必要書類の提出をお願いします。
- (2) 入園式の翌日から給食があります。箸(スプーン・フォーク)、ナプキン、コップ、歯ブラシを袋に入れて持たせてください。  
なお、土曜日は給食が提供されません。

- (3) 保育園行事（合同保育）や希望登園など、その他特別な事由によって、給食が無い場合は、お弁当・お茶等を持って登園をお願いします。  
 なお、給食がない場合は、事前に連絡いたします。
- (4) 給食袋は大きめのもので、はし箱もお子様自身が使いやすい物にしてください。

給食袋（例）



## 9. 入園時の準備と服装

- (1) 服装は質素で清潔、あそびに適した服装とし、園服・ズボンで通園させてください。

冬 服	紺色のスモック	4月～5月・10月～3月
夏 服	水色のスモック、半ズボン 体操服	6月～9月 ※10月に水色スモックの場合もあります。

- (2) スモック、体操服は保育園で注文を取りますが、購入は農協でお願いします。
- (3) 譲ってもらった物等は、必ず名前を消して書き直してください。  
 また、園児服の裏には糸で名前を縫い付けてください。
- (4) 入園式当日にお渡しする名札は、必ず園児服につけて通園ください。  
 （破損、紛失した場合は、有償にて保育園で取り扱います。）
- (5) カバンの中には、出席ブック、連絡帳、給食袋（箸・ナプキン・コップ・歯ブラシ）を入れてください。
- (6) ハンカチ及びティッシュはポケットに入れ、毎日取り替えてください。  
 名前及び、お子様が自分で分かる印をつけてください。
- (7) 上履きは、外履きとの区別がはっきりとわかる白色を基本とします。  
 また、靴袋も持たせてください。

- (8) 食後やおやつの後、歯磨きを行います。コップ、歯ブラシを給食袋に入れて持たせてください。名前は消えないように表示してください。
- (9) 登降園時と保育中は、カラー帽子をかぶって頂きます。あご紐は時々見て、伸びていたらこまめに取り替えてください。
- (10) 事故の原因になることから、不要のものは絶対に持たせないでください。  
(お金、おもちゃ、ヘアピン、カバンにつける飾りは目印程度に)
- (11) できるだけ薄着の習慣をつけましょう。
- (12) 全ての持ち物には、必ず名前を書いてください。  
(シャツ・パンツ・靴下など)

## 10. 「おひるね」について

- (1) 未満児は、年間を通じて実施予定ですが、その時のお子様の状態に応じて変更します。
- (2) 年少児は、入園から9月まで実施する予定です。  
年中・年長児は、7月から9月中旬まで実施する予定です。
- (3) パジャマ、布団の準備をお願いします。
- (4) 布団はたたんだ時に、ゴムで止められるようにお願いします。

## 11. 園外保育について

遠足のほか、園外保育として園舎外にでかけます。リュックサック、水筒(あまり大きくないもの)、敷物等の準備をお願いします。

## 12. プール遊びについて

夏はプール遊びなど、夏ならではの遊びをします。水着、水泳帽、バスタオル、水着入れ袋、ビーチサンダル等の準備をお願いします。

## 13. 絵本の購入について

毎月絵本を買っていただき、保育のあそびに使用します。各クラス別の絵本です。代金は集金袋で徴収します。

## 14. 交通指導について

毎月15日は、交通指導を行いません。正しいルールを身につけるよう、ご家庭でもお子様にご指導をお願いします。

1. 右側通行をする。
2. 道路へ急に飛び出さない。
3. 道路では遊ばない。
4. 横断は『右、左、右』よく確かめてから渡る。
5. 車のそばで遊ばない。
6. 車の前や後ろを通らない。
7. 信号をよく見て渡る。

## 15. 入園前の心がけ等について

次のことは、入園前にできるだけ心がけ、教えてあげてください。

- (1) 呼ばれたら『はい』と返事ができるように。
- (2) 自分の名前が言えるように。
- (3) 自分で服を着たり、脱いだり、帽子をかぶったり、カバンを掛けたり、靴を履いたり、脱いだりできるように。
- (4) 自分で食事ができるように。また、好き嫌いなく、何でも食べられるように。
- (5) 歩き回らず、椅子に座って食べられるように。
- (6) 用便が1人でできるか、保護者に便意が告げられるように。
- (7) 自分で顔を洗ったり、手を洗ったりできるように。
- (8) 遊んだ後の片付けができるように。

## 16. 家庭と保育園との連絡

子どもの保育は、家庭と保育園の連携及び相互理解の協力があってこそ効果が表れるものです。

お子様の事、保育の事などのご意見はどのようなことでもお聞かせください。

- (1) 子どもの状態には常に注意し、変わったことがあれば必ず連絡してください。送迎時の会話または、連絡帳に記載していただくなど。
- (2) 保育園からの連絡は、印刷物、掲示板等で周知いたします。
- (3) 行事や組の様子は、園だより等でお知らせします。
- (4) 保育中に病気又は事故等のため、集団保育が出来なくなった場合は、保護者に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いします。
- (5) 担任に御用の方は、保育時間終了後に訪問くださるようご配慮ください。
- (6) 家庭と保育園の相互理解を深めるため、保育参観、運動会等の保育行事にはできるだけ保護者の方の参加をお願いします。
- (7) お子様の入退園、特に退園の場合は、速やかに届け出てください。